

重要事項説明書

厚生労働省令第28号の規定に基づき、当事業所の相談支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 指定特定相談支援事業所の運営方針

創立の精神である「キリスト教精神に立って・・・必要な福祉サービスを総合的に提供する」（定款）を運営の基盤に、職員は、愛と奉仕の姿勢を持ち、お一人ひとりの利用者が、その尊厳を守られ、日ごと生き生きと生活することができるようにサービスを提供することを運営の方針にします。

2. 事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人 十字の園
主たる事務所の所在地	静岡県浜松市浜名区細江町中川7220-11
電話番号	053-436-9535
法人の種別及び名称	社会福祉法人 十字の園
代表者職	理事長
代表者氏名	鈴木 淳司

事業所の名称	指定特定相談支援事業所 オリーブ
事業所の所在地	410-3624 静岡県賀茂郡松崎町江奈157番地
電話番号	0558-43-3131 FAX 0558-43-3136
管理者氏名	小川 秀幸
指定特定相談支援事業所	2230130011
指定年月日	平成24年8月1日
交通の便	東海バス松崎駅より徒歩1分
サービスを提供する 通常の実施地域	松崎町 西伊豆町 下田市 南伊豆町 河津町 東伊豆町

3. 事業所の職員の概要

職員の配置については、障害者総合支援法に基づく指定基準を遵守しています。

(※詳細については、別紙1-1)

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日（但し年末年始を除く）
営業時間	午前8時半～午後5時半

5. 相談支援のサービスの内容

項 目	内 容、方 法 等
障害支援区分認定等の申請代行	利用者の方が障害支援区分認定を受けていなかったり、又認定の更新の必要がある場合にその申請に必要な援助を行います。
サービス等利用計画の作成	どのようなサービスが必要か相談し利用者と一緒にサービス等利用計画を作成いたします。
サービス等利用計画の作成後の管理(サービス等利用計画の変更等)	利用者やご家族、又サービス提供機関との連携を取りながら計画の実施状況を継続的に見守らせていただきます。
サービス事業者等との連絡調整	利用者のご希望や状況の変化などがあった場合には、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行い、サービス提供機関と連絡を取り、質のよいサービスに努めます。
障害者支援施設への紹介	利用者の方が在宅で生活することが困難な場合、又は施設への入所を希望される場合には障害者支援施設等への紹介や利用手続きなどの援助を行います。

6. 職員の遵守事項

項 目	内 容
サービス提供困難時の対応	適切なサービスを提供することが困難な場合は他の指定相談支援事業者の紹介をし、その他必要な措置を講じます。
サービスの質の向上のための方策	相談支援専門員として必要な知識や技術の習得のため定期的な研修を行いその資質向上に努めます。
相談支援専門員を変更する場合の対応	利用者より相談支援専門員の変更希望があった場合には速やかに対応をいたします。
プライバシーの遵守	当事業所でご相談されたことや居宅支援サービス等で知り得た利用者やご家族の情報は責任を持って守ります。安心してご相談ください。
事故発生時の対応	事故が発生した場合には速やかに関係機関ならびに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

7. 利用料金について他

(1) 利用料

原則として利用者には利用料を請求しません。

ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載（サービスを償還払いとす

る旨の記載)があったときは、1ヶ月につき別紙記載の金額をいただきます。
(別紙1-2)

8. サービスの終了について

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも解約できますが、次の場合には、解約料(別紙2-1)をいただきます。

- ア 契約後、サービス等利用計画作成段階途中で、利用者の申し出により解約した場合
- イ 市町村へのサービス等利用計画の届出終了後に解約した場合
- ウ その他解約により当事業所に不測の損害を生じさせる場合

その他、当事業所は、利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書で利用者に通知するとともに、他の指定特定相談支援事業者等に関する情報を利用者に提供致します。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

- ア 利用者が障害者支援施設オリブ以外に入所した場合。
- イ 利用者がサービス提供実施地域外に転居した場合。
- ウ 利用者が亡くなった場合。

9. 相談支援に対する苦情及び相談の受付

当事業所の相談支援及び当事業所が作成したサービス等利用計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、相談支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

(1) 当事業所における苦情の受付

担当 石田 良

電話 0558-43-3133

受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時半

(2) 苦情対応について

当事業所における苦情に迅速に対応するために、必要な措置を講じます。

- ① 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録します。
- ② 苦情の内容を確認し、管理者は苦情処理に向けた検討会議を行います。
- ③ 検討会議の結果をもとに処理結果をまとめ、具体的な対応を行います。

④ 苦情処理結果を台帳記載し、再発防止に努めます。

(3) 第三者委員について

- ① 苦情解決第三者委員を設置し、利用者やご家族からの苦情、要望、意見等の受付をしています。
- ② 委員会を定期的に開催し、苦情解決責任者（施設長）より、第三者委員に報告を行います。
- ③ 第三者委員の設定は、苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した対応を推進する事を目的としています。

④ 第三者委員

齋藤 伸彦 氏（松崎町社会福祉協議会）

江口 充 氏（松崎教会牧師）

⑤ 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日：年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

(4) 行政機関その他苦情受付機関

松崎町役場 健康福祉課	所在地 静岡県賀茂郡松崎町宮内301-1 電話番号（代表）0558-42-3966
西伊豆町役場 健康福祉課	所在地 静岡県西伊豆町仁科401-1 電話番号（代表）0558-52-1116
下田市役所 福祉事務所	所在地 静岡県下田市東本郷1-5-18 電話番号（代表）0558-22-2216
南伊豆町役場 福祉介護課	所在地 静岡県南伊豆町下賀茂328-2 電話番号（代表）0558-62-6233
河津町役場 福祉介護課	所在地 静岡県河津町田中212-2 電話番号（代表）0558-34-1937
東伊豆町役場 住民福祉課	所在地 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354 電話番号（代表）0557-95-6204
静岡県社会福祉協議会	所在地 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 電話番号・FAX 054-653-0840

令和 年 月 日

<事業所>

指定特定相談支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

〒 410-3624
所在地 静岡県賀茂郡松崎町江奈157
名 称 指定特定相談支援事業所 オリブ
説明者 相談支援専門員

印

<利用者>

この説明により、指定特定相談支援に関する重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

1 職員の概要

<令和6年4月1日現在>

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1人	常勤 兼務 1人	介護福祉士
相談支援専門員	3人	常勤 専従 2人 常勤 兼務 1人	社会福祉士 介護福祉士

2 料金について

利用者の受給者証に支払方法変更の記載があったときは、1ヶ月に応じて下記の金額をいただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、保険者窓口に提出して、払い戻しを受けてください。

	利 用 料
サービス利用支援費	15,720円 (+特別地域加算)
継続サービス利用支援費	13,080円 (+特別地域加算)
利用者負担上限額管理加算	1,500円

交通費

サービス提供の地域 松崎町・西伊豆町・下田市 南伊豆町・河津町・東伊豆町 にお住まいの方	無 料
上記の地域以外に お住まいの方	交通費 実施区域外 1 k mにつき 20円

3 支払方法

利用者が当事業所に料金を支払うことになる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月15日までに前月分の請求を致しますので、14日以内にお支払ください。お支払方法は、郵便局引落とし、銀行振込、現金払の中から、ご契約の際に選択してください。

別紙 2

1 解約料

ア 契約後、サービス利用計画作成段階途中で、利用者の申し出により解約した場合	サービス利用支援費 15,720円（＋特別地域加算） 継続サービス利用支援費 13,080円（＋特別地域加算）
イ 市町村へのサービス利用計画の届出終了後に解約した場合	解約料はかかりません。
ウ その他解約により当事業所に不測の損害を生じさせる場合	アに準じた解約料